

関大メディカルポリマー研究センター内規

制定 2021年2月22日

(趣 旨)

第1条 この内規は、関西大学先端科学技術推進機構（以下「機構」という。）規程第5条の規定に基づき、関大メディカルポリマー研究センター（以下「KUMP-RC」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 KUMP-RCは、学外機関の支援を得て、国内外の研究機関との共同研究を推進し、もって医療機器とその材料及び治療・診断方法の開発に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 KUMP-RCは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 共同研究プロジェクトの学術研究及び調査並びにその成果の発表
- (2) 若手研究者の育成
- (3) その他KUMP-RCが必要と認める事業

(構 成)

第4条 KUMP-RCに次の職員を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) センター研究員

2 KUMP-RCに副センター長を1名置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長はKUMP-RCを統括し、代表する。

- 2 センター長は、機構長がセンター研究員のうちから、機構研究員会の議を経て学長に推薦し、理事会が任命する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐する。

- 2 副センター長は、センター長がセンター研究員のうちから推薦し、運営会議の議を経て、センター長が任命する。
- 3 副センター長の任期は、センター長の任期内とし、再任を妨げない。

(センター研究員)

第7条 センター研究員は、KUMP-RCの研究に従事する。

- 2 センター研究員は、機構長が本学専任教育職員、特別契約教授、客員教授、特別任命教育職員又は特別任用教育職員のうちから、運営委員会の議を経て学長に推薦し、理事会が任命する。
- 3 前項のほか、機構内規第16条に規定する客員研究員をセンター研究員に委嘱することができる。
- 4 前項のセンター研究員は、センター長が機構客員研究員のうちから推薦し、運営会議の議を経て、

センター長が任命する。

- 5 センター研究員の任期は、原則として5年とする。ただし、次条に規定する期間を超える場合は、この限りでない。

(研究期間)

第8条 KUMP-RCの研究期間は、原則として10年とする。

(運営会議)

第9条 KUMP-RCに運営会議を置く。

- 2 運営会議は、次の職員で構成する。

- (1) センター長
- (2) 第7条第2項に規定するセンター研究員
- (3) 第4条第2項に該当する者

- 3 議長は、センター長をもって充てる。

- 4 議長は、必要に応じて、第7条第3項に規定する研究員及び学内外学識経験者の出席を求め意見を聴くことができる。

第10条 運営会議は、センター長が招集する。

- 2 運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) KUMP-RCの運営に関する事項
- (2) 第3条各号に掲げる事業に関する事項
- (3) その他KUMP-RCに関する重要事項

- 3 センター長は、運営会議の審議決定事項のうち、人事に関する事項及びKUMP-RCに関する重要な事項について、機構に報告するものとする。

- 4 運営会議は、構成員の3分の2の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(事務)

第11条 KUMP-RCに関する事務は、先端科学技術推進機構グループが行う。

(内規の改廃)

第12条 この内規の改廃は、運営会議の議を経て、機構研究員会の承認を得るものとする。

附 則

この内規は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、2021年4月1日から施行する。